

「無料点検いかがですか」と来訪する業者にご注意ください！

地震、大雨、台風などの自然災害に便乗して、無料点検をきっかけにリフォーム工事を契約させる手口が後を絶ちません。高齢者宅を訪問したら足場が組んである、契約書がある、といった場合には、「工事されるのですか？」「どんな工事ですか？」などと話を聞いてみてください。また、給湯器や分電盤の点検に行くとの電話や訪問がきっかけのトラブル事例も増加しています。外からは気づきにくいので、さらなる注意が必要です。

<事例1>

「近所で工事をしているのであいさつに来た」と業者が訪ねてきた。無料だというので点検してもらったら、「台風の影響で屋根瓦がずれている。このままでは大変なことになる」と写真を見せられた。放っておけないと思って契約してしまったが、家族に反対されたのでやめたい。

▶訪問販売で契約した場合、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフできます。工事をしてしまった場合でも可能です。また、クーリング・オフ期間を過ぎていても被害を抑えられることもあるので、被害に気付いたら消費生活センターへご相談ください。

・詳しい事例はこちら→ <https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/soudan/article/32>

<事例2>

電力会社を名乗る電話があり「給湯器の点検に行く」と言われた。対象メーカー2、3社を告げられた中に、使用している給湯器のメーカーが入っていたため了承した。家族に話したら不審だといわれ、電力会社に問い合わせたところ、そのような電話はしていないという。点検業者の訪問を断ろうと着信のあった番号に何度も電話しているが、連絡が取れない。

▶連絡が取れず訪問された場合は、ドアを開けずインターホン越しに断りましょう。

電気・ガスの設備や機器の点検と言われると簡単に了承してしまいがちですが、法定点検と区別するためにも、まず相手の事業者名、住所などを確認し、信用できる事業者かを判断してから話を聞くようにしましょう。

・詳しい事例はこちら→ <https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/soudan/article/193>

早めに気づくことが被害を最小限にとどめる第一歩です。当事者からご相談いただくことが基本ですが、ご家族や高齢者を見守る方からのお問い合わせにも応じています。

◆この記事についてのお問い合わせ◆

名古屋市消費生活センター（啓発担当）Tel.052-222-9679

◆個別のご相談は◆

名古屋市消費生活センター Tel.052-222-9671 月～土曜日(祝休日・年末年始を除く)9:00～16:15

消費者ホットライン 局番なしの188(いやや!) 年末年始を除く毎日 お近くの窓口につながります